事務連絡

令和 ２年 ４月 １０日

介護保険 要介護(要支援)認定における

更新申請を行われるみなさまへ

太子町健康福祉部高齢介護課長

**新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて**

平素は本町介護保険行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本町では、介護保険施設や病院等において面会禁止等の措置が取られ要介護認定調査が困難となった場合について、要介護認定調査を実施せず、前回認定と同じ要介護状態区分により、有効期間を６ヶ月とした更新認定を行っているところです。

今般、新たに厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」が発出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月10日より、下記のとおり対象条件を改めています。

記

**１　対象となる条件**

　　　要介護（要支援）認定更新申請であること。（新規申請・区分変更申請は対象となりません）

**２　取扱い内容**

　　　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**原則、要介護認定調査を実施せず、前回認定**

**と同じ要介護状態区分により、有効期間を12ヶ月とした更新認定**を行います。

**３　その他**

・必ず要介護認定（更新）申請書を提出してください。

　　・実際の適用にあたっては、被保険者本人または家族にご理解をいただいた上で行います。

取扱い内容について同意をいただけない場合には、通常通り要介護認定調査及び介護認定

審査会を経て、要介護認定を行うこととなります。

　　・取扱いの終了期間については今後の状況を鑑みて判断します。

太子町健康福祉部高齢介護課

　　〒583-8580　　南河内郡太子町大字山田88番地

　　TEL ： ０７２１－９８－５５３８　　FAX ： ０７２１－９８－２７７３

　　Eメール：kaigo@town.taishi.osaka.jp